

IV Q&A

1 課税開始時期等について

Q1 なぜ春日井市が事業所税の課税団体となっているのですか。

A1 事業所税の課税団体となるのは、地方自治法第252条の19第1項の市（政令指定都市）、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市以外の市にあつては、人口30万人以上（国勢調査の人口又は、3月31日現在（平成26年からは1月1日現在。）の住民基本台帳人口）により政令で指定されることが要件となっています。

春日井市は平成21年3月31日現在で住民基本台帳人口が30万人以上となり、平成21年4月30日に事業所税の課税団体に指定されました。

Q2 いつから課税（申告納付）が始まっていますか。

A2 法人の場合は平成21年10月1日以降に決算を迎える事業年度からです。

個人の場合は平成21年分（1月1日から12月31日まで）の事業からです。

Q3 事業所税は春日井市独自の新しい税金ですか。

A3 事業所税は、地方税法に規定されている目的税です。都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための税として、昭和50年に創設されました。事業所床面積を課税標準とする資産割、従業者給与総額を課税標準とする従業者割から構成されており、令和6年4月1日現在で77の課税団体があります。

Q4 なぜ事業所税が必要なのですか。

A4 大都市及びその周辺地区においては、人口及び企業の増加、集中が著しく、それに伴って、都市機能の低下を招くと考えられています。これにより、他の一般市町村に比べ、都市環境整備が必要になるとの考えから、これらの都市に課税権が認められています。

Q5 個人で事業を行っていますが、申告納付はどうなりますか。

A5 個人の方でも、事業を行っている家屋が1,000㎡を超える場合又は100人を超える従業員に給与支払をしている場合は事業所税の納税義務者となりますので、3月15日までに申告納付をしていただくことになります。

2 課税対象

Q6 「事業所等」とは、どの建物をいいますか。

A6 事業所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉

庫、材料置場、作業場、ガレージなどの家屋も含まれます。無人の倉庫など人的設備を欠く施設もこれを管理する事務所などがある限り該当します。

なお、事業に関連する施設のうち、事業所等に該当しないものは次のとおりです。

- (1) 社宅、社員寮など
… 人が居住している建物は除きます。
- (2) 設置期間が2、3月程度の工事現場等に設置された仮設の事務所など
… これらの場所で行われる事業に継続性がないため該当しません。
- (3) 建設業における現場事務所など臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの
… 最近の大型建設工事の実態を考慮して、設置期間が1年未満のものも事業所等の範囲から除きます。

Q7 「事業所等において行われる事業」とは何をいいますか。

A7 事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などすべての経済活動をいいます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の建物やその敷地内で行われる本来の事業及び付随的な事業をいうほか、事業所の敷地の外で従業者が行う事業（外交員のセールス活動など）も、その従業者を管理する事業所等が行っている事業として取り扱います。

Q8 未登記の建物であっても課税対象となりますか。

A8 事業所税の課税対象となる事業所用家屋とは、不動産登記法上の建物に該当する家屋をいいます。したがって、未登記の建物であっても不動産登記法上の建物として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

Q9 個人や不動産賃貸業者等が所有するアパート・マンションなどは事業所税の対象になりますか。また、住宅会社のモデルハウスは課税対象となりますか。

A9 アパート・マンションなど人の居住の用に供される部分は事業所等に該当しませんので、事業所税の対象になりません。また、モデルハウスは、住宅の商品見本としての性格が強いことから事業所税の対象になりません。ただし、アパート・マンションやモデルハウスであっても、その中の一室を営業所として使っているような場合は、その部分が課税の対象になります。

Q10 屋根だけの設備の車庫の取扱いはどうなりますか。

A10 課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（固定資産税の対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定されることとなりますが、登記簿に登記されているのはもちろんのこと、未登記のものであっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

Q11 市内全ての事業所等が課税の対象となるのですか。

A11 事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業を課税客体として、事業所床面積、従業者給与総額といった事業規模の外形を課税標準として課税されます。また、事業の範囲については、本来の事業に直接、間接に関連して付随的に行われる事業も含んでいます。

ただし、同一の者が本市に所在する事業所等（市内に複数の事業所がある場合はその合計）で行う事業が免税点を超えない場合は、事業所税は課されません。免税点については、次のとおりです。

資 産 割・・・ 市内に所在する事業所床面積（非課税に該当する部分を除く。）の合計が
1,000 m²以下

従業者割・・・ 市内に所在する事業所等における従業者（非課税に該当する者を除く。）
の合計が100人以下

【※関連質問→Q28】

3 納税義務者等について

Q12 建物を借りて事業を行っていますが、申告納付をしなければいけませんか。

A12 はい。事業所税の納税義務者は、事業所等にて実際に事業を行う方です。ただし、免税点制度があります。

Q13 貸しビルの所有者は事業所税の納税義務者となりますか。また、空室がある場合でも課税されることになるのでしょうか。

A13 事業所税は、事業所等において事業を行う者に課税することとしています。貸しビルの貸室部分については貸しビルの所有者ではなく、当該貸室を借りて事業を行う者、すなわち使用者に課税されるものです。また、貸しビルの空室部分は、事業を行う者がいないので事業所税の対象になりません。ただし、貸しビル内に貸しビルの所有者が事務所等を設置している場合は、事業所として課税対象となります。

Q14 甲社は業務の一部を乙社に委託しており、委託料を乙社に支払っています。乙社は、乙社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業にかかる納税義務者は甲社・乙社どちらになりますか。

A14 委託事業の実施が乙社の工場及び従業員により行われている場合は、乙社が納税義務者となります。なお、甲社の事業所等の一部で乙社の従業員がこの委託事業を行う場合は、乙社が甲社の事業所等の一部について、賃貸借契約等により専有して使用できる状態（独立した乙社の事業所）と認められる場合を除き、当該委託者である甲社が納税義務者となります。

Q15 製造業者（甲）が所有する製品保管庫（2,000 m²）で、運送業者（乙）が荷役業務を委託されている場合は、事業所税の納税義務者は甲、乙のどちらになりますか。

A15 製品保管庫は製造業者が所有していますが、当該製品保管庫において荷役業務を運送業者（乙）に委託しています。しかし、乙の行う事業は単なる製品の荷役業務であり、当該保管庫を事業用家屋として使用している者は甲と考えられますので甲が納税義務を負います。

一般に委託事業にかかる納税義務者については、委託業務の実施の状態により、当該事業所用家屋の使用、管理等の状態を把握して、現に事業を行っている者であるか否かにより納税義務者を判定することとなります。

Q16 デパートの中に他の販売業者等が入り、いわゆる消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合は、その部分についての資産割の納税義務者は誰になりますか。

A16 デパートの床面積の一部で賃貸借契約を結んだ上で専有して営業している場合には、その販売業者等（賃借人）が納税義務者になるわけですが、設問のように消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合には、その部分の床面積の資産割の納税義務者は、デパートになります。

Q17 次の場合は、誰が事業者（納税義務者）となりますか。

- (1) 1棟の倉庫を一定期間、倉庫業者Aと賃貸借契約を結んでB社が使用する場合
- (2) 1棟の倉庫のうち、特定の数室又は1室の特定部分を一定期間、倉庫業者Aと賃貸借契約を結んでB社が使用する場合
- (3) (1)及び(2)の場合において、倉庫の管理を委託契約を以ってC社に委託した場合
- (4) 製品1個又は1ケースごとに料金を定め、B社が倉庫業者Aに預託する場合

A17 (1)及び(2)は、倉庫業者Aとの間で賃貸借契約を結んだ上で倉庫を使用しているため、当該倉庫又はその賃借部分を使用しているB社が事業者となり、申告納付を行います。

(3)は、倉庫において賃貸借契約を結んで事業を営んでいるB社が、倉庫内の管理業務のみをC社に委託しているため、当該倉庫の資産割の事業者はB社、従業者割の事業者はC社となり、それぞれが申告納付を行います。

(4)は、当該倉庫にて物品等の保管、管理を行っている倉庫業者Aが事業者となり、申告納付を行います。

4 課税標準について

(1) 課税標準（資産割）

Q18 工場の敷地内の屋根付の自転車置き場、トイレ、物置は、資産割の課税において事業所床面積に算入すべきですか。

A18 工場内に設置された自転車置き場は、それが事業所用家屋の一部である限り、その面積は事業所床面積に算入すべきものです。事業所用家屋の一部であるかどうかは、具体的には固定資産税の取扱い上、家屋として取り扱われているかどうかによります。トイレや物置も事業所用家屋の一部として事業の用に供されている場合には課税の対象になります。

Q19 事業所床面積の算出方法について教えてください。

A19 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積をいいます。事業所用家屋がテナントビルなどの場合で、複数の入居者が共同で使用する部分がある場合は、その共用部分の床面積を入居者それぞれの「専用床面積」に応じてあん分し、各事業所に割り振られた「共用床面積」を事業所床面積に含めることになっています。

「共用床面積」とは、階段、廊下、エレベーター、トイレ、機械室、電気室など、複数の入居者が共同で使用する部分の床面積をいいます。

テナントビルの入居者の1つを法人Aとすれば、この場合の法人Aの事業所床面積の算出方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{法人Aの事業所床面積}} = \boxed{\text{法人Aの専用床面積}} + \boxed{\text{ビル全体の共用床面積}} \times \boxed{\frac{\text{法人Aの専用床面積}}{\text{ビル全体の専用床面積}}}$$

Q20 工場内の一部で機械等を停止し操業を休止していますが、この部分について資産割は課税されますか。

A20 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前6月以上休止していたと認められる施設に係る部分は課税標準に含まれません。ただし、免税点の判定の際は床面積に含まれます。 休止施設とは、休止している部分の床面積が6月以上、事業活動を継続している施設から明確に区画されて閉鎖された状態であることが必要です。

現に事業を行っていない場合であっても、これらの事業に供するための施設の維持補修が行われており、いつでも事業が再開できるような遊休施設や断続的な休止（季節的休止）は含まれません。また、倉庫や物置等に用途を転用して使用しているものは休止状態に含まれません。初めて休止施設を申請する場合や休止面積を変更する場合は、申告いただいた事業所で現地調査を行い、申告内容を確認します。その調査日から課税標準の算定期間の末日までの間が6月以上の場合は、今事業年度から休止施設として申告できますが、6月未満の場合は、休止施設として6月以上経過した翌事業年度から休止施設として申告できます。

休止施設の要件

○期間

休止施設とする部分が、課税標準算定期間末日まで継続して6月以上の期間、事業に供される施設と明確に区別されていること。

例1：「算定期間中、断続して休止し、計6月休止した」・・・×

⇒末日からそれ以前の連続した6月間の休止が必要

○場所

壁等で囲われていることで、休止施設とする部分の境界が容易に変更できず、休止施設の

床面積が確定されており、かつ、出入り口が封鎖等されていることで、人の出入りもできない状態であること。

例1：「コーン、ロープ、チェーン、バリケード、移動可能なパーティションで囲っている」・・・×

⇒容易に移動できない境界とする。境界の1方向以外（四角形の場合は3方向）が、床や側壁に固定されたパーティション（人が乗り越えられないような高さのもの。おおむね160cm以上。ただし、高さがおおむね160cm以上のパーティションを設置することにより、建築基準法、消防法その他の法令の規定に抵触することとなる場合は、この限りでない。）で塞ぐか、壁である等。

残りの1方向の出入口は、人が入れないような処置をしていること。

例2：「出入口に鍵をかけている」・・・×（不十分）

⇒使用できないことを明示するため、鍵をかけていることに加え、「使用禁止」「出入り禁止」等の表示や封印、目張り等をする。

○その他

什器類、文書、設備等が廃棄されていること（残存している場合は物置等、他の用途に供しているとみなす。）。

固定された空調・給水・照明等、環境設備が使用できないようになっていること。

例1：「即座に廃棄できない机、椅子、棚等が廃棄予定として、隅に寄せて置いてある。」
・・・×

⇒算定期間末日以前から6月間に存在している場合は物置・倉庫とみなす。

例2：「機械の稼働は休止しているが、不定期に機械の状態を確認している。」・・・×

⇒稼働を踏まえて準備していると考えられるため、遊休施設（※）とみなす。

※ 遊休施設とは、現に事業は行っていないが、事業に供するために維持補修が行われており、いつでも操業ができ得る状態の施設をいい、休止施設には含まれない。

上記の各例は客観的に判断するための一例です。最終的な判断は現地調査の結果を踏まえて行います。

Q21 駐車場施設は課税の対象になりますか。

A21 事業所用家屋に該当するものは次の事業者が納税義務者となり、課税対象になります。

- (1) 事業者が所有する駐車場施設で自己の事業の用に供するために管理する部分は、当該施設を所有する事業者が納税義務者となります。
- (2) 事業者が賃借する駐車場施設で使用が特定されている部分は、当該施設を賃借する事業者が納税義務者となります。なお、駐車場の通路部分は当該施設を賃借する事業者の占有する駐車場面積であん分し、それぞれが納税義務者となりますが、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合、各事業者の占有する駐車台数であん分しても差し支えありません。
- (3) 複数の事業者が賃借する駐車場施設でその事業者の来客者や従業員が自由に駐車する部分は、共用部分として、専用部分であん分され、各事業者が納税義務者となります。なお、自由駐車部分が各事業者の来客者や従業員以外にも無料解放されている場合は当該施設を管理する事業者が納税義務者となります。

Q22 事業年度の中で同一区画内の事業所の建物を増築（又は縮小）しました。事業所の床面積の算定はどうなりますか。

A22 課税標準となる床面積は算定期間の末日現在における事業所床面積です。事業年度の中で、事業所の建物を増築（又は縮小）した場合、同じ貸しビル内の一室を追加で賃借した場合などは、一事業所内における床面積の増減として取り扱います。そのため、事業年度の末日時点の事業所床面積から課税標準床面積を計算します。

※ 次のQ23との違いに注意してください。

Q23 事業年度の中で一つの事業所（支店等）を新設（又は廃止）しました。事業所用床面積の計算はどうなりますか。

A23 事業年度の中で新設（又は廃止）した事業所等の課税標準床面積は、算定期間末日時点の事業所床面積が免税点を超える場合に月割計算により計算します。「事業所の新設」とは、新たな場所に事業所(支店等)を設けることです。「事業所の廃止」とは、ある場所の全ての事業所（支店等）を廃止することであり、同一区画内の事業所における事業規模の縮小は該当しません。また、新設の場合は、新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数で計算し、廃止の場合は、課税標準の算定期間の開始の日の属する月から、廃止の日の属する月までの月数で計算します。

※ 前のQ22との違いに注意してください。

(2) 課税標準（従業者割）

Q24 従業者給与総額には何が含まれますか。

A24 従業者に対して支払われる棒給、給料、賃金及び賞与ならびにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額で、所得税法上給与等に該当しないものは含まれま

せん。この場合の従業者給与総額には、給与等の実際の支払い日にかかわらず、既に支払い義務が発生し、会計上未払い金として計上されたものも含まれます。

Q25 デパートやスーパーに問屋などから派遣されている従業員の給与等の取扱いはどうなりますか。

A25 その従業員の給与等が問屋などから支払われている限り、派遣元の問屋などの従業者給与等として取り扱い、派遣先の従業者給与総額には含めません。

5 税率

Q26 税率は春日井市独自の税率ですか。

A26 いいえ。事業所税は大都市に共通の都市環境整備のための財政需要に充てることを目的とする目的税であり、課税団体も限られています。都市によって財政需要の態様が著しく異なるということは一般的には考えられないこと、及び国税、地方税を通ずる法人の総合税負担を考え合わせて一定税率とされています。

6 免税点

Q27 事業所税の免税点とは基礎控除と考えてよいのでしょうか。その免税点を超えた部分に対して課税されるのでしょうか。

A27 事業所税における免税点の制度は、小規模な事業者の負担をなくするため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合には免税点を超えることとなりますが、この場合はその超えた部分のみでなく、全体の1,500㎡が課税対象となるものです。

Q28 当社は、春日井市内で床面積800㎡（非課税部分を除いた部分の面積）の本店と、床面積400㎡（本店に同じ）の支店の2か所で事業を行っています。それぞれの床面積は1,000㎡以下ですが、資産割は課税されるのでしょうか。

A28 事業にかかる事業所税については、事業所床面積の合計が1,000㎡以下であるかどうか、又は従業者数の合計が100人以下であるかどうかは、課税標準の事業期間の末日に市内にある事業所等の床面積又は従業者数を合計して判定します。

したがって、設問の場合は、 $800\text{㎡} + 400\text{㎡} = 1,200\text{㎡}$ で免税点の判定を行いますので、資産割が課税されることとなります。

Q29 免税点の判定において、次のような従業者の取扱いはどうなりますか。

(1) 出向社員

ア A社の社員がB社に出向し、給与等はA社が社員に対して支払い、B社はA社に対してその給与等の相当分を経営指導料として支払っている場合

イ A社の社員がB社に出向しており、給与等はA社とB社がそれぞれ一部ずつ支払っている場合

- (2) 数社の役員を兼務する兼務役員
- (3) 無給の役員
- (4) パートタイマー
- (5) 臨時従業者（アルバイト）
- (6) 市内の事業所から市外の事業所等へ派遣されており、市内の事業所から給与が支払われている者
- (7) 保険外交員のように給与所得と事業所得とを有する者
- (8) 休職中の従業者

A29 設問の従業者は、それぞれ次のように取り扱います。

- (1) の ア の 場 合 …… B社（出向先）がA社（出向元）へ支払っている経営指導料が法人税法上の給与として取り扱われるときは、B社（出向先）の従業者に含めることとなります。
- (1) の イ の 場 合 …… 主たる給与等を支払う会社の従業者に含めることとなります。
- (2) の 場 合 …… (3)に該当する場合を除き、それぞれの会社の従業者に含めることとなります。
- (3) の 場 合 …… 免税点を判定する従業員数に含めません。
ただし、免税点判定により課税と判定された場合は、パートタイマー等（1週間当たりの労働時間が正規従業者の3/4未満の労働者）に支払われた給与等は従業者給与総額に含めて税額を計算します。
- (4)、(5)の 場 合 …… 1週間当たりの労働時間が正規従業者の3/4以上である場合は、免税点判定の際に従業者数に含めます。
- (6) の 場 合 …… 従業者に含めません。
- (7) の 場 合 …… 従業者に含めます。
- (8) の 場 合 …… 給与等が支払われている期間は、従業者に含めます。

Q30 従業者割の免税点の判定においてパートタイマーの取扱いはどうなりますか。

A30 短時間労働者であるパートタイマーは免税点の判定時の人数に含めません。

パートタイマーが従業者かどうかは、形式的な呼称でなく勤務の実態によって判定されるものです。一般的には雇用期間の長短ではなく、勤務すべき事務所等の通常の勤務時間より短時間の勤務をする者として雇用されており、休暇、社会保障、賞与等から見ても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。なお、免税点を超えた場合は従業者の給与の合計を算出して申告することとなりますが、雇用の形態に係わらず、事業者が従業者に対して支払った給与（パートタイマーも含む）を従業者給与総額として計算します。

本市では、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に規定する短時間労働者のう

ち、1週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者を、免税点の判定における従業者の範囲から除外します。

7 非課税

Q31 福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室

A31

- (1) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、専ら勤労者の利用に供する場合は福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (2) 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定すべきものであり、したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (3) 研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。
- (4) 社員寮及び社宅は人の住居の用に供するものであるので課税の対象とはなりません。

8 課税標準の特例

Q32 免税点の判定に当たって、非課税又は課税標準の特例の適用があるものはどのように取り扱われますか。

A32 免税点の判定に当たっては、非課税規定がもともと法の適用除外を定めたものであることから、これら非課税規定の適用を受けた床面積又は従業者数をそれぞれ差し引いた後の床面積又は従業者数によって判定します。しかし、課税標準の特例の対象となるものについては、当該特例規定がもともと負担の軽減を図る趣旨であることから、特例規定の適用後の床面積又は従業者数により、免税点の判定を行うものではありません。

Q33 次のような場合の倉庫は、どのように取り扱われますか。

- (1) 営業用倉庫を倉庫業者から賃借して事業を行う場合
- (4) 営業用倉庫内の特定の数室又は1室の特定部分を倉庫業者から賃借して事業を行う場合
- (5) 製品1個又は1ケース当たりの預託料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A33 (1)と(2)については、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫（建物）又は倉庫の一部を現に使用している者の事業所等として取り扱います。そのため、倉庫を貸

した倉庫業者に対して適用されていた特例控除は、倉庫を借りた事業所には適用されません。
(P17 参照)

また、(3)については倉庫業者が物品等の保管責任を有する状態であるため、倉庫業者の事業所等として取り扱い、特例の対象となります。

※ 課税標準の特例の対象となる営業用倉庫は、倉庫業者(倉庫業法第3条の許可を受けて倉庫業を営む者)がその本来の事業の用に供するものとされており、倉庫業者以外の者が自家用倉庫として使用しているもの、運輸局に営業用倉庫の許可を申請することなく使用しているものは特例適用の対象とはなりません。

9 減免

Q34 減免を受けるためにはどうすればよいですか。

A34 Ⅲ別表の3「減免対象施設等一覧表」(P49)に該当していれば減免となります。申請書(P82参照)とその事由を証する書類を添えて、必ず申告納付期限までに申請してください。

10 申告納付

Q35 3月末決算の事業所ですが、申告納付の期限はいつになりますか。

A35 事業年度終了の日から2月以内になりますので、5月末までになります。

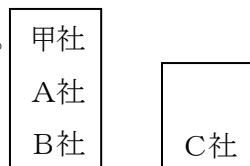
Q36 分割納付は可能ですか。

A36 基本的に一括納付になりますが、困難な場合は収納課にて納税相談をお受けしています。

11 共同事業及び共同事業とみなされる事業

Q37 A社・B社・C社は、甲社が100%出資する同族会社です。A社、B社及び甲社は、同一の家屋に事業所があり、C社は別の家屋に事業所があります。床面積及び従業者数は、それぞれ次のとおりです。4社の免税点判定及び課税標準はどうなりますか。

- 甲社：650 m² 36人 ○ A社：400 m² 58人
○ B社：350 m² 49人 ○ C社：200 m² 14人



A37 特殊関係者を有する場合、特殊関係者が同一の家屋で事業を行っているときは共同事業とみなされ、特殊関係者を有する者は、特殊関係者の事業所床面積(従業者数)を合計して免税点判定を行うこととなります。A社、B社及びC社は、甲社の特殊関係者であり、また、A社・B社・C社は互いに特殊関係者となります。A社、B社及び甲社は同一の家屋で事業を行い、C社は別の家屋で事業を行っていますので、免税点判定は次のとおりです。また、免税点を超える場合、課税標準は、特殊関係者を有する者が単独で行っている事業所床面積(従業者給与総額)のみとなります。

- 甲社：650+400+350=1,400 m²(免税点超) 36+58+49=143人(免税点超)
○ A社：400+350=750 m²(免税点以下) 58+49=107人(免税点超)

- B社 : $350+400=750$ m²(免税点以下) $49+58=107$ 人(免税点超)
- C社 : 200 m²(免税点以下) 14 人(免税点以下)

12 その他

Q38 事業所税は法人税法上、企業の損金に算入されますか。また、損金に算入されるとすれば、損金として経理すべき事業年度はいつになるのでしょうか。

A38 原則として申告納付された日の属する事業年度に損金として算入されます。ただし、事業所税を製造原価、工事原価、その他これらに準ずるものの原価に配賦した場合には、当該年度未払金として処理することが認められています（法人税法基本通達9-5-1）。